

瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第16号

瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第10条 <省略> 2 <省略> 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 <u>都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長</u> が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)から(10)まで <省略> 4及び5 <省略>	(職員) 第10条 <省略> 2 <省略> 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)から(10)まで <省略> 4及び5 <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。